附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　この規約の変更の施行の日から平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるハム・ソーセージ類の表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。

金融庁
財務省告示第一号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月三十日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎

「エイチエスビーシー　インスティテューショナル　トラスト　サービシス（シンガポール）リミテッド　シンガポール共和国　コーリアー　シー　ビルディング　十四―〇一　エイチエスビーシー　インスティテューショナル　トラスト　サービシス（シンガポール）リミテッド　シンガポール共和国　コーリアー　キー　二十一　エイチエスビー　を　に、「エスエムビーシー　ニッコウ　バンク　ルクセンブルグ　エスエー　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ルー　エイ　ロバート　スタ　ルー　ヒルデガルト　」を「エスエムビーシー　ニッコウ　バンク　ルクセンブルグ　エスエー　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ルクセンブルグ　二　フォン　ビンゲン　」に改める。

○総務省告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月三十日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称　平成二十八年度日米豪共同訓練等（グアム）実施部隊（航空自衛隊航空総隊）
二　国外派遣期間　平成二十九年一月三十一日から平成二十九年三月十九日まで
三　派遣人数（概数）　三百七十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国グアム準州及び北マリアナ諸島自治連邦区並びにそれら周辺海空域

○総務省告示第十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月三十日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称　平成二十八年度日米豪共同訓練等（グアム）実施部隊（航空自衛隊航空支援集団）
二　国外派遣期間　平成二十九年二月八日から平成二十九年三月八日まで
三　派遣人数（概数）　百人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国グアム準州及び北マリアナ諸島自治連邦区並びにそれら周辺海空域

○外務省告示第三十七号

平成二十八年十二月二十三日にネーピードーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十九年一月三十日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百十億五千百万円（三一、〇五一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、バゴー橋建設計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ミャンマー連邦共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ミャンマー連邦共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ミャンマーの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ミャンマー連邦共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ミャンマー連邦共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課すことも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してミャンマー連邦共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためミャンマー連邦共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7(1)　ミャンマー連邦共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。